

## 地域の見守りの取組における 異常発見時対応フロー

### 通常の業務における訪問

- ・ 配達
- ・ 検針
- ・ 集金
- ・ など

### 異常の発見

- ・ 前回の配達商品がそのままになっている。
- ・ 配達時はいつも玄関に出てくるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
- ・ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ・ 日中にもかかわらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず人影も確認できない。
- ・ 頻繁に罵声が聞こえたり、ものを投げる音がするなど、虐待や暴行を受けているおそれがあると思われたとき。
- ・ その他、異変等が発生していると推測できる状況の時。などなど

連絡

各市町村の担当窓口  
(別紙：市町村連絡先一覧)

安否確認

緊急性が高い場合  
例：倒れている人を発見

連絡

救急車の手配 (119番)  
警察への連絡 (110番)

速やかに現場を確認し、安否確認。  
状況に応じた対応を実施。